○削除者の再認定について

以前扶養されていたご家族が扶養認定要件に該当し、再度扶養認定を受ける場合は、必要書類を添付の上、扶養異動届をご提出ください。

		扶養認定要件(収入)	扶養認定日	必要書類
被保険者と認定対象者が	同居	○連続する3か月の収入が、**108,334円未満/月※**であること ○今後も上記の額を超過しないこと	○連続する3か月の収入が108,334 円未満/月※となった最後の月の**翌月1日** ※ただし給与明細等で**事実発生日**(振込日等)がわかる場合はその日	○左記に該当する期間の給与明細3か月分
	別居	○連続する3か月において、認定対象者の**収入を上回り**、かつ被保険者によって**生計維持されていると認められる額の送金**をしていること ○今後も上記と同様に送金を行うこと	○連続する3か月の仕送りが確認できた最後の月の**翌月1日**	○左記に該当する期間の送金証明3か月分 ○**認定後**、引き続く3か月分の**送金証明を健保へ提出** ※**毎月ごと**の送金証明が必要です ※**金融機関**において行うこと。手渡し等は認められません。

※60 歳以上、障がい者は 150,000 円/月と読み替えてください。

※自営や不定期な収入により上記の表では判断できない方につきましては、個別に判定させていただきますので、健保あてご相談ください。